



厚生労働省

山口労働局 岩国労働基準監督署

Press Release

報道関係者各位

令和7年2月6日（木）

【照会先】

岩国労働基準監督署

監督課長 岡本 匡史

電話 (0827) 24-1133

労働安全衛生法違反被疑事件の書類送検について

岩国労働基準監督署（署長 加藤 祐志）は、令和7年2月6日、株式会社檜迫ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで山口地方検察庁岩国支部に書類送検した。

記

1 被疑者

かしきこ

(1) 株式会社檜迫

（事業場の所在地 山口県岩国市）

(2) 同社 現場責任者A

2 違反条文

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第151条の7第1項（接触の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第45条第3項（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

3 事件の概要

株式会社檜迫の現場責任者Aは、令和6年10月22日、山口県岩国市内にある工事現場において、他社から派遣された労働者Bにドラグ・ショベル(※)の点検を行わせるにあたり、土砂運搬中のダンプトラックと接触する危険を防止するための措置を講じていなかった疑い。

労働者Bは、バックしたダンプトラックとドラグ・ショベルのバケットの間に挟まれ死亡したものの。

(※) ドラグ・ショベルとは、車両系建設機械の一種で掘削用機械に分類され、本体に掘削用バケットを取り付け、主として地表面下の掘削に用いられているものである。

一般に、「バックホウ」、「ショベルカー」などと呼ばれることが多い。

【参照条文】

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抜粋）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二～三 （略）

（罰則）

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五條又は第八八條の二第四項の規定に違反した者

二～四 （略）

（両罰規定）

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七條、第一百九條又は第二百二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抜粋）

（接触の防止）

第一百五十一条の七 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2 （略）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抜粋）

（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

第四十五条 1～2 （略）

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで、（中略）の規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。（以下省略）。

4～17 （略）